

豊田市新製品・新技術等開発補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、中小企業者の新製品・新技術等の開発に要する経費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、豊田市内に所在する中小企業者が新製品・新技術等の開発を進めていくために必要な経費の一部を補助することにより、競争力の向上を図るとともに新事業展開への意欲を醸成することをもって産業振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 新製品・新技術等の開発 次のいずれかに該当する開発をいう。ただし、その開発の大部分を他に委託等するものは除く。
 - ア 新製品の開発
 - イ 新サービス等の開発
 - ウ 新物質、新素材又は新材料の開発・利用技術の確立
 - エ 新システム又は新工法の技術の開発
 - オ 生産、加工又は処理のための新技術・新工法の開発
 - カ その他産業社会の発展に寄与すると市長が認めたもの
- (3) 重点産業分野 豊田市企業立地奨励条例（平成29年条例第37号。以下「条例」という。）第2条第13号に定める分野をいう。
- (4) 共同開発 中小企業者を含む2者以上が、契約に基づき自己の保有する経営資源を活用して開発を行うことをいう。この場合において、1者が7割を超える開発費用を負担することはできないものとする。
- (5) 農山村地域 旭地区、足助地区、稲武地区、小原地区及び下山地区の各区域並びに別表に定める区域とする。
- (6) 新規創業者 補助対象年度（2年度にわたる開発の場合は初年度）の前

年4月1日から計画申請書提出日までに開業・会社設立した中小企業者。

- (7) 第二創業者 補助対象年度（2年度にわたる開発の場合は初年度）の前年4月1日から計画申請書提出日までに事業承継により代表者が交代しその登記を行った中小企業者。

（補助事業者）

第4条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は豊田市内に事業所を有し、本市に納付すべき市税を滞納していない中小企業者とする。

（補助事業）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、新製品・新技術等の開発に係る事業であって、次に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 製造業又は建設業に係る事業
- (2) 具体的な開発の実施設計、試作、改良、試験等の事業とその市場開拓に必要な調査及び広告宣伝等の販売促進に係る事業
- (3) 次条に規定する補助対象経費が当該年度20万円以上の事業
- (4) 国、県、その他の機関から同一事業へ補助金等の交付を受けていないこと

（補助対象経費）

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 専門家指導等謝礼金
- (2) 調査等の外部委託費
- (3) 原材料費及び副材料費
- (4) 機械、装置、工具等の購入費及び使用料
- (5) 設計、外注加工等の外部委託費
- (6) 性能、品質等の試験評価費
- (7) 知的財産権の取得に向けた費用
- (8) 製品見本等の製作費
- (9) 展示会等への出品費その他の販売促進費
- (10) 会議室等の使用料
- (11) その他事業の実施に関し市長が適当と認める経費

(補助事業の区分)

第7条 第5条に規定する補助事業は、以下の2つの区分とする。

- (1) 通常枠 補助対象経費が当該年度200万円超の事業
- (2) 小規模開発枠 補助対象経費が当該年度20万円以上200万円以下の事業

(補助対象期間)

第8条 同一事業について補助対象とすることができる期間は、通常枠にあつては連続2年度以内、小規模開発枠にあつては1年度以内とする。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める額とし、毎年度の予算の定める範囲内において決定する。

- (1) 通常枠のうち、重点産業分野、共同開発、農山村地域、新規創業者及び第二創業者に係る事業 補助対象経費の2分の1以内で、1,000万円以内
 - (2) 通常枠のうち、第1号以外の事業 補助対象経費の2分の1以内で、600万円以内
 - (3) 小規模開発枠 補助対象経費の2分の1以内で、100万円以内
- 2 前項の補助金の単年度ごとの補助限度額は、前項第1号にあつては500万円、前項第2号にあつては300万円とする。
- 3 市内の中小企業者が大企業、市外企業、大学等と共同開発を行う場合は、前2項によって計算した補助金の額に市内の中小企業者が負担した経費の割合を乗じて得た額を補助金額とする。

(端数処理)

第10条 補助金の額の決定に当たって、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(計画申請書の提出)

第11条 補助金の交付を受けようとする中小企業者は、豊田市新製品・新技術等開発補助金計画申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 豊田市新製品・新技術等開発補助金 申請事業計画書(様式第2号(その1))
- (2) 社歴(法人)又は経歴書(個人)

- (3) 登記簿謄本（法人）又は住民票（個人）
 - (4) 役員名簿（様式第2号（その2））
 - (5) 決算書（法人）又は確定申告書（個人）
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 共同開発の申請においては、前項に加え、前項第2号から第5号についての共同開発者に関する書類及び共同事業であることを証明する契約書等を添付するものとする。
- 3 新規創業者の申請において、個人にあつては、第1項に加え、税務署受付印のある開業届の写しを添付するものとする。
- 4 通常枠のうち同一の課題に係る事業の2年度目については、第1項第2号及び第3号の書類を省略することができる。なお、共同開発の申請においては、第2項に定める第1項第2号及び第3号の書類並びに共同事業であることを証明する契約書等、個人新規創業者の申請においては前項の書類を省略することができる。
- 5 市長は、第1項の計画申請書の提出があつたときは、豊田市新製品・新技術等開発補助事業審査会（以下「審査会」という。）に付議し、その補助採択可否及び採択順位について意見を聴取するものとする。

（補助採択の通知等）

第12条 市長は、審査会を経て補助採択可否を決定し、豊田市新製品・新技術等開発補助金審査結果通知書（様式第3号（その1又はその2））により、前条の規定による計画申請書を提出した中小企業者にその結果を通知するものとする。

（補助金の申請）

第13条 補助採択の通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、豊田市新製品・新技術等開発補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、前条の通知日から30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 豊田市新製品・新技術等開発補助金 事業計画書（様式第5号）
- (2) 豊田市新製品・新技術等開発補助金 収支計算書（様式第6号（その1又はその2））
- (3) 市税完納証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第14条 前条の規定による交付申請書が提出された場合、市長はその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付額を決定し、豊田市新製品・新技術等開発補助金交付決定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(交付の除外要件)

第14条の2 前条の規定にかかわらず、市長は、第13条の規定により補助金の交付の申請をした者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

- (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(補助事業の辞退)

第15条 補助事業者は、国、県等の補助制度において同一事業が重複して採

択され、これを受ける場合は、すみやかに豊田市新製品・新技術等開発補助金辞退届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による辞退届が提出されたときは、豊田市新製品・新技術等開発補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により当該年度の補助事業の交付決定を取り消すことができる。

（変更の申請）

第16条 補助事業者は、第13条の規定により提出した事業計画書の内容に変更がある又は事業を中止する場合は、すみやかに豊田市新製品・新技術等開発補助金変更交付申請書（様式第10号）を提出しなければならない。

- 2 前項の規定による変更交付申請が提出されたときは、市長は当該年度の補助事業の交付決定を豊田市新製品・新技術等開発補助金変更交付決定通知書（様式第11号）により変更し、又は豊田市新製品・新技術等開発補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により取り消すものとする。
- 3 市長は、前項の規定による変更又は取消しを行う場合、審査会に付議し、意見を聴取することができる。

（実績報告書）

第17条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は2月末日のいずれか早い日までに、豊田市新製品・新技術等開発補助金実績報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）豊田市新製品・新技術等開発補助金実績書（様式第13号）
- （2）豊田市新製品・新技術等開発補助金収支決算書（様式第14号（その1）又はその2）
- （3）その他市長が必要と認める書類

（額の確定及び交付）

第18条 市長は、前条に定める実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市新製品・新技術等開発補助金確定通知書（様式第15号）により通知した後に、当該額を交付するものとする。

- 2 市長は、補助事業者が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。
- 3 補助事業者は、前項に規定する概算払を必要とする場合は、豊田市新製

品・新技術等開発補助金 概算払申請書（様式第16号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）豊田市新製品・新技術等開発補助金 概算払申請額内訳書（様式第17号（その1又はその2））

（2）その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の規定による概算払申請書が提出されたときは内容を審査し、豊田市新製品・新技術等開発補助金 概算払通知書（様式第18号）により補助事業者へ通知するものとする。

（交付決定前着手）

第19条 前条第1項の規定により補助金の交付を受けた補助事業者が、第8条の規定により翌年度に同一事業を実施しようとするときは、豊田市新製品・新技術等開発補助金 交付決定前着手承認申請書（様式第19号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付決定前着手承認申請書が提出されたときは内容を審査し、適当と認めるときは交付決定前着手を承認し、豊田市新製品・新技術等開発補助金 交付決定前着手承認通知書（様式第20号）により、補助事業者へ通知するものとする。

3 前項の規定により承認された補助事業者の補助金の対象となる期間は、前項の規定による交付決定前着手承認通知書の承認日を始期とする。

4 市長は、第2項の規定により交付決定前着手を承認した場合でも、第12条の規定により補助採択を否決することができる。

（財産の管理）

第20条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業によって取得し、又は効用の増加した機械等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

（調査）

第21条 補助事業者は、当該補助事業に係る会計書類を5年間保存するものとし、事業の遂行状況、経費の収支状況その他の事項に関して関係職員が調査を行うときは、これに応じなければならない。

（交付決定の取消又は補助金の返還）

第22条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助

金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助事業等に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (3) 第14条の2各号のいずれかに該当するとき。
- (4) その他補助金等の運用を不相当と認めたとき。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成26年3月3日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成27年3月19日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日

以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関連）

矢並小学校区	矢並町、山中町
西広瀬小学校区	枝下町、西広瀬町
東広瀬小学校区	石野町、国附町、小峯町、下室町、力石町、富田町、東広瀬町、押沢町、藤沢町、松嶺町、勘八町（長根）
中金小学校区	城見町、中金町、中切町、野口町、芳友町
上鷹見小学校区	小呂町、上高町、滝見町、千鳥町、寺下町、成合町、勘八町（勘八・不動平）
滝脇小学校区	滝脇町、林添町、長沢町
豊松小学校区	坂上町、石楠町、豊松町、松平町
御作小学校区	上川口町、下川口町、御作町